

議案第17号

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例の一部改正について

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、健康サポートジムを廃止し、保健事業の拡充を  
図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例  
(令和4年北名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条のうち北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例(平成  
18年北名古屋市条例第86号)別表の改正規定中3 健康施設使用料の  
表を削り、4 会議研修施設使用料の表を3 会議研修施設使用料の表と  
する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(健康サポートジムの回数券に関する経過措置)

2 この条例の施行の日において、使用されていない健康サポートジムの  
回数券については、当該回数券の交付を受けた者から当該回数券に係る  
未使用の部分について還付の請求がなされた場合は、令和5年7月1日  
から令和10年6月30日までの間に限り、当該未使用の部分に相当す  
る使用料を還付することができる。

